

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																															
九州医療スポーツ専門学校		平成20年3月31日		赤木 恭平		〒 802-0077 (住所) 福岡県北九州市小倉北区馬借1丁目1-2 (電話) 093-531-5331																															
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																															
学校法人国際志学園		昭和34年10月13日		水嶋 昭彦		〒 802-0002 (住所) 福岡県北九州市小倉北区京町3丁目9番27号4階 (電話) 093-513-5931																															
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																															
医療	医療専門課程	歯科衛生学科		令和1(2019)年度	-	令和2(2020)年度																															
学科の目的	歯科医療の発展、人びとの健康に貢献できる人材の育成。歯科医療人として必要な知識・技術・態度を身につけ、幅広い視野をもてるよう、充実した教育を行う。歯科予防処置、歯科保健指導および歯科診療補助に必要な実践的かつ専門的な能力を身につける教育を行うことを目的とする。																																				
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	臨床実習を通して、歯科疾患や予防処置、ホワイトニングなどの美容分野や高齢者への口腔ケアに至るまで深い専門性を身につける教育を行う。本学科を卒業することで、歯科衛生士国家試験の受験資格を得る。																																				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技																												
3年	昼間	※単位時間、単位いづれかに記入	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間																												
			124 単位	79 単位	25 単位	20 単位	0 単位	0 単位																													
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率																																
120 人	98 人	0 人		0 %	7 %																																
就職等の状況	■卒業者数(C) : 32 人 ■就職希望者数(D) : 31 人 ■就職者数(E) : 31 人 ■地元就職者数(F) : 26 人 ■就職率(E/D) : 100 % ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 84 % ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 97 % ■進学者数 : 0 人 ■その他 : 卒業者に占める就職者以外の者 : 1人(内訳)アルバイト=1人 (令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報) ■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 歯科診療所																																				
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載				無																																
当該学科のホームページURL	https://www.kmsv.jp/dental/																																				
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定) <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位時間</td></tr> </table> (B: 単位数による算定) <table border="1"> <tr><td>総単位数</td><td>124 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>20 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>1 単位</td></tr> <tr><td>うち必修単位数</td><td>21 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>20 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>1 単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>0 単位</td></tr> </table>									総授業時数	0 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間	うち必修授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間	総単位数	124 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	20 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	1 単位	うち必修単位数	21 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	20 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	1 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位
総授業時数	0 単位時間																																				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間																																				
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間																																				
うち必修授業時数	単位時間																																				
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間																																				
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間																																				
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間																																				
総単位数	124 単位																																				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	20 単位																																				
うち企業等と連携した演習の単位数	1 単位																																				
うち必修単位数	21 単位																																				
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	20 単位																																				
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	1 単位																																				
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位																																				
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>3 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5 人</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td> <td>4 人</td> </tr> </table>									① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	3 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計	5 人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	4 人														
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	3 人																																				
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人																																				
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																				
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																																				
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																																				
計	5 人																																				
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	4 人																																				

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

歯科医師による診療の補助、歯や口腔の疾患を予防する薬物塗布、口腔内の汚れを除去する機械的歯面清掃などの歯科予防処置、むし歯や歯周病を予防するための歯科保健指導について、臨床現場における医療機関等の立場から提案を受け、より実践的で専門的な知識や技術を習得することができる教育課程の編成を目指すことを目的に、教育課程編成委員会を設置する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校は、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業、大学等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程の編成(授業科目の開設や授業方法の改善・工夫を含む。)に活かすことを目的に学科毎に教育課程編成委員会を設置する。委員会は6月と11月の年2回の開催を原則とし、業界における人材の専門性等の動向、国または地域の産業振興の方向性、実務に必要な最新の知識・技術・技能等について審議する。委員会から提出された提言は、学科会議において協議し、教育課程に反映させるように努める。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
小出石 恵実	一般社団法人福岡県歯科衛生士会(理事)	令和5年4月1日 ~令和7年3月31日(2年)	①
谷口 真理子	社会保険田川病院(主任歯科衛生士9)	令和5年4月1日 ~令和7年3月31日(2年)	③
浪尾 敬一	九州医療スポーツ専門学校(副校長)		—
味村 吉浩	九州医療スポーツ専門学校(副校長)		—
桑野 幸仁	九州医療スポーツ専門学校(教務部長)		—
中島 紀子	九州医療スポーツ専門学校 (歯科衛生学科学科長)		—
五十嵐 比奈子	九州医療スポーツ専門学校 (歯科衛生学科学科長)		—
下野 あゆみ	九州医療スポーツ専門学校 (歯科衛生学科学科長)		—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①~③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、11月)

(開催日時(実績))

令和5年度第1回 令和5年6月10日 13:30~15:30

令和5年度第2回 令和5年11月17日 13:50~15:58

令和6年度第1回 令和6年6月22日 14:00~16:20

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会で提起された主な意見

(令和5年度第1回)

- ①口腔機能検査セミナーは現在3年次の11月に実施しているが、実施時期を再検討してみてもどうか。
- ②(歯科診療補助演習Ⅲ)「歯科保健指導演習Ⅲ」を新設することによって空いた「歯科診療補助演習Ⅲ」の授業内容については、高齢者や障害者の歯科診療補助を取り入れることで、より実践的で専門的な学習につながるのではないかと。
- ③(臨地・臨床実習Ⅰ～Ⅱ)Ⅰ期・Ⅴ期を同一の施設へ配属する場合、Ⅰ期の評価表をⅤ期にお渡しすることになっているが、配属先を変更した場合においても、他院が評価したⅠ期の評価表をⅤ期の実習先に渡すようにした方がよい。
- ④(教育課程の通年授業科目について)通年授業科目を前期・後期科目に分けることで、学生にとっては多様性のある学習につながるのではないかと。
- ⑤(小児歯科学)(矯正歯科学)適した学習時期へ入れ替えて修正をする必要があるのではないかと。他にも見直すべきものがないかを学科で検討した上で、委員会に提案して欲しい。

(令和5年度第2回)

- ①(臨地・臨床実習Ⅰ～Ⅱ)臨床実習の学生配属においては、Ⅰ期とⅤ期を同施設にすることに対する有効性の検証を引き続き行う必要がある。
- ②(臨地・臨床実習Ⅱ)周術期における口腔機能管理の実習については、実習の内容、方法について実習施設と協議し、充実させていく必要がある。
- ③(歯科保健指導演習Ⅰ～Ⅱ)職業実践的な教育の充実のために、授業内容によっては、福岡県歯科衛生士会、行政、歯科医師会などの活用または連携を図ってどうか。

(令和6年度第1回)

- ①(臨地・臨床実習Ⅱ)一部の实習施設を学生が選択できるような環境にしてはどうか。
- ②(該当科目なし)1年次で見学実習の導入を検討してはどうか。
- ③(臨地・臨床実習Ⅱ)病院等における周術期の口腔機能管理や他職種連携について学べる実習施設を増やすべきではないかと。

提起された意見に対する対応(反映させた授業科目等)

(令和5年第1回)

- ①口腔機能検査セミナーの実施時期については、実施の目的を踏まえ、適切な実施時期を検討する。
- ②(歯科診療補助演習Ⅲ)学内の他学科の資源も活用することも踏まえ、より実践的な学習内容を考える。
- ③(臨地・臨床実習Ⅰ～Ⅱ)Ⅰ期とⅤ期が異なる配属の場合においても、Ⅰ期の評価表を参考としてⅤ期の実習施設に送る。その際にはⅠ期とⅤ期での成長度を測るという目的をご説明する。
- ④(教育課程の通年授業科目について)次年度の入学生から通年科目を撤廃する方向性で学則変更の準備をする。
- ⑤(小児歯科学)(矯正歯科学)次年度の入学生から「小児歯科学」と「矯正歯科学」の履修時期を入れ替える。

(令和5年第2回)

- ①(臨地・臨床実習Ⅰ～Ⅱ)まだ1回しか実績がないので、今年度も引き続きその有効性について見極めていく。今年度の2年生もⅠ期とⅤ期を同施設に配属しているため、その状況や実習施設および学生の意見などを確認し、有効性を検証していく。
- ②(臨地・臨床実習Ⅱ)今年度開始したばかりの実習のため、実習の日数、内容、方法などについて、より良い形で継続していけるよう次年度に向けた打ち合わせを行う。
- ③(歯科保健指導演習Ⅰ～Ⅱ)ライフステージに応じた歯科衛生介入および災害時の歯科衛生介入については、まずは福岡県歯科衛生士会への協力依頼を検討する。歯科衛生過程については、学校と現場のギャップを埋めることは難しいのが現実である。しかし学生を臨床実習で受け入れていただく以上、現場にも学生が勉強している内容を理解していただくようなアプローチも検討していきたい。

(令和6年度第1回)

- ①(臨地・臨床実習Ⅱ)実習施設の選択肢を増やし、全員が同じ実習を行うのではなく、選抜制や興味ある分野を学生が選択できるようにすることも検討していきたい。そのためには、臨地・臨床実習の体系を再編成する必要がある。
- ②(歯科衛生士概論)(接遇)1年次の早い時期から歯科衛生士の仕事の魅力、やりがいを感じさせたいと考える。将来像を見せることは、退学防止策にもつながると考える。ただし、1年次で見学実習を行うためには、それに応じた教育が必要である。「歯科衛生士概論」で歯科医師や歯科衛生士を招いての講話や、「接遇」でアポイントのとり方(電話対応)やお礼状の書き方を指導するなど、見学実習を踏まえた教育目標を設定した事前教育が必要であると考えます。
- ③(臨地・臨床実習Ⅱ)(歯科診療補助論Ⅱ)現状のように周術期の実習施設が1件だけでは不十分であると考えます。総合病院等で他職種や様々な患者さんとの関わりが学べるような実習施設を増やしていきたい。まずは飯塚市内の病院へのアプローチを試みたい。
また他職種連携については、「歯科診療補助論Ⅱ」の中でしっかりと学ばせた上で、臨地・臨床実習につなげていく必要があると考えます。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

歯科医院において歯科衛生業務に従事する歯科衛生士により、学生の技能習熟度に応じた技術指導を行うことを旨とする。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

歯科衛生の臨床現場において必要となる基本的な知識や技術を理論的に学び、演習を通して実践的な知識および技術の習得へと導く。演習を通して得た学修成果は、知識については口頭試問で、技術については技能試験を実施し、連携企業の指導者および学科教員の双方において評価する。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
歯科保健指導演習Ⅱ-B	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	歯科保健指導を行うために対象者の把握と評価に基づいた口腔ケアについての知識と技術を習得する。	小倉リハビリテーション病院
臨地・臨床実習Ⅰ	3. 【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	1年次で習得した学習内容を応用し、現場（地域社会）での歯科衛生士の業務内容を把握する。歯科診療所での、1日の流れや症例を学び、自ら向上する態度、コミュニケーションを身につける。	行橋グリーン歯科医院
臨地・臨床実習Ⅰ	3. 【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	1年次で習得した学習内容を応用し、現場（地域社会）での歯科衛生士の業務内容を把握する。歯科診療所での、1日の流れや症例を学び、自ら向上する態度、コミュニケーションを身につける。	和泉二島予防歯科クリニック
臨地・臨床実習Ⅱ	3. 【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	口腔衛生の専門職として、歯科衛生士に求められる、責任感、積極性、協調性、判断力を高め、実践で養う。臨地実習では多職種連携の意義、歯科衛生士のかかわり方を学ぶ。	行橋グリーン歯科医院
臨地・臨床実習Ⅱ	3. 【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	口腔衛生の専門職として、歯科衛生士に求められる、責任感、積極性、協調性、判断力を高め、実践で養う。臨地実習では多職種連携の意義、歯科衛生士のかかわり方を学ぶ。	和泉二島予防歯科クリニック

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

教職員研修規程に基づき、「①専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修」および「②授業および学生に対する指導力等を修得・向上するための研修」の機会を確保する。なお、「①専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修」は、歯科衛生の現場において必要となる実践的な知識および技術で、インシデントおよびアクシデントに発展しない危機管理に重点を置く。また、「②授業および学生に対する指導力等を修得・向上するための研修」は、教員としての自覚を持ち、より実践的な知識および技術を持つことはもちろん、倫理観念を持った歯科衛生士の育成が行える指導力を向上させることを目的とする。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	第72回日本口腔衛生学会学術大会	連携企業等:	(一社)日本口腔ケア学会
期間:	令和5年5月19日(金)	対象:	学科専任教員1名
内容	禁煙支援卒前臨床準備教育ミニシンポジウム・教材作成ワークショップ		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	歯科衛生士専任教員講習会 I	連携企業等:	(一社)全国歯科衛生士教育協議会
期間:	令和5年7月31日(月)～8月4日(金)	対象:	学科専任教員2名
内容	歯科衛生士教員が教育者となるために、歯科衛生教育に必要な基本的知識・技術・態度を習得するための講義及び実践		

研修名:	第14回日本歯科衛生教育学会学術大会	連携企業等:	日本歯科衛生教育学会
期間:	令和5年12月2日(土)～3日(日)	対象:	学科専任教員1名
内容	歯科衛生学教育におけるプロフェッショナルリズムの醸成 ～キャリア教育の果たす役割～		

研修名:	進研アド 専門学校向け教学セミナー 2023冬	連携企業等:	(株)進研アド
期間:	令和6年1月28日(土)	対象:	学科専任教員1名
内容	最新のデータや事例から読み解く 今、求められる中退防止策とは		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	リフレケア口腔ケアWebセミナー	連携企業等:	雪印ビーンスターク(株)
期間:	令和6年4月18日(木)	対象:	学科専任教員1名
内容	誤嚥性肺炎を防ぐポジショニングと口腔ケア		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	2024年度 教職員研修	連携企業等:	学校法人敬心学園
期間:	令和6年4月～令和7年2月20日(木)	対象:	学科専任教員1名
内容	担任業務や通常授業での教授法		

研修名:	2024歯科衛生士専任教員講習会IV	連携企業等:	(一社)全国歯科衛生士教育協議会
期間:	令和6年8月	対象:	学科専任教員1名
内容	歯科衛生士教育における教育内容および専任教員のレベルの統一 さらにレベルアップを図り、教員として豊かな人間性を養う		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価を推進するために、学則第30条の(7)および細則第76条に規定した「学校関係者評価委員会」を設置した。この委員会は、関係団体役職員・高等学校の校長・同窓会役員の学外関係者のみで組織し、学内組織である「自己点検・自己評価委員会」から出された点検および評価結果をもとにさまざまな方面から検討・協議することを責務とする。本校は、学校関係者評価委員会からの提言等をもとに、より良い学校を訴求していく。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	理念・目的・育成人材像、特色、将来構想
(2) 学校運営	運営方針、事業計画、運営組織、処遇、意思決定、情報システム
(3) 教育活動	業界ニーズ、到達レベル、カリキュラム、評価体制、評価基準、指導体制
(4) 学修成果	就職率、資格取得率、退学率、社会的活動
(5) 学生支援	就職・進学指導体制、相談体制、経済的支援体制、生活環境、保護者連携他
(6) 教育環境	施設・設備、学外実習等、防災体制
(7) 学生の受入れ募集	学生募集活動、入学選考基準、学納金
(8) 財務	財務基盤、予算・収支計画、会計監査、財務情報公開
(9) 法令等の遵守	設置基準、個人情報、自己評価と公開
(10) 社会貢献・地域貢献	学校教育資源の活用、ボランティア活動
(11) 国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員会で提起された意見

- ①(基準2)意思決定や承認のスピードを上げるためにDXを図るべきである。
- ②(基準2)360度評価(上司、部下、同僚など複数人の評価者で従業員を評価する手法)を取り入れるのが良いのではないか。
- ③(基準3)学校と実習先との連携をもっと図るべきである。
- ④(基準4)卒業率が低い学科もあるため、卒業率を上げるための対策を講じるべきである。
- ⑤(基準4)各学科で成績低迷者への学習対策を練る必要がある。
- ⑥(基準4)卒業後・就職後の情報等を在校生に伝えることができるシステムづくりをするべきである。
- ⑦(基準5)ミスマッチのない進路実現を目指すための取り組みが必要である。
- ⑧(基準5)歯科衛生学科の「非認知能力ベースライン調査」の効果を確認し、必要であれば他学科で取り入れても良いのではないか。

提起された意見に対する対応

- ①(基準2)従来の意思決定システムや承認手続きが根付いて一気にDXを図ることは難しいが、優先順位の高いものからDXを図る。
- ②(基準2)評価システムは採用しているものの360度評価にまでは至っていないので、今後は評価者を増やして360度評価に近づけていく。
- ③(基準3)実習終了後に実習先を招いた学生による報告会を開催するなどして、実習先との連携を図るようにする。
- ④(基準4)外部から専門的な講師を招き、学科教員に対して退学者を減少させるセミナーを開催する。
- ⑤(基準4)最終学年にとどまらず、1、2年次から補講を実施する。
- ⑥(基準4)卒業生の就職先における状況等を、オンラインなどによって在校生に伝える機会を設ける。
- ⑦(基準5)オープンキャンパスに際してはもとより、入学後においても学生が目指そうとしている職業の理解を深める機会を設ける。
- ⑧(基準5)非認知能力ベースラインは福岡県歯科衛生士教育連絡協議会において文部科学省の事業として実施されているもので、本校が取り入れるとなると相当の費用を要することからこれに代わるものがないか模索する。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
谷川 陽一	福岡県立小倉商業高等学校(校長)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	地域の教育関係者
棟安 正人	北九州市ホテル協議会(会長) 北九州市小倉旅館ホテル組合(副組合長)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	地域団体 役職員
佐藤 毅	公立大学法人九州歯科大学 歯学部 口腔保健科 歯科衛生士育成ユニット(教授)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	関係団体 役職員
大森 弘太郎	九州医療スポーツ専門学校同窓会(会長)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	卒業生 同窓会

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.kmsv.jp/publication/>

公表時期: 令和6年6月25日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校では平成22年度より学生による授業評価を実施し、その結果を担当教員にフィードバックすることをもって自己点検・自己評価と位置づけてきたが、今後はそれを前述「4. (2) 専修学校における学校評価ガイドライン」に準拠した内容にまで拡大し、そのすべての結果を本校の学校関係者評価委員会に提示する。学校関係者評価委員会から得られた提言に対する本校および学科の見解や対応等については、本校のホームページで企業等の学校関係者に対して情報の提供を行う。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	教育理念、学校の特徴、施設設備、教育目標および授業実施計画、校長名、所在地、連絡先等、その他の諸活動に関する計画
(2) 各学科等の教育	学科紹介、資格取得内容、シラバス、募集要項(選考方法と募集定員)
(3) 教職員	教育情報
(4) キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育の取組、実技・実習等の取組、就職支援等の取組
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事、課外活動
(6) 学生の生活支援	指定寮およびアパート等紹介、学生相談、就学支援
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金、奨学金制度
(8) 学校の財務	貸借対照表、事業活動収支計算書
(9) 学校評価	自己点検自己評価・学校関係者評価委員会評価
(10) 国際連携の状況	外国の学校等との交流状況
(11) その他	国家試験合格率

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.kmsv.jp/publication/>

公表時期: 令和6年9月4日

授業科目等の概要

(医療専門課程 歯科衛生学科)															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
								講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
必修	選択必修	自由選択													
1	○		生物	生物学の基本的な概念や原理・法則を理解する。	1前	30	2	○			○			○	
2	○		情報処理	基本的なパソコン知識と情報モラルを身につけ、仕事や生活において正しく効果的にインターネットを活用するための知識を習得する。Office (Word・Excel・PowerPoint) の基本操作を学び、就職先での様々な業務にスムーズに従事できる技術と実践的な活用方法を身につける。 ※情報モラルやセキュリティについての講義およびタイピング練習は、毎時間の中で適宜行う。	1後	30	2		○		○			○	
3	○		コミュニケーション学	対面式授業をし、一人ひとりコミュニケーションをとりながらプリントを中心に進めていく。常に楽しい授業を心がけ、コミュニケーションを円滑に進めるには、相手を尊重する気持ちや相手への思いやりが大切である。「相手を思いやる気持ち」を形にしたマナーを指導する。	2前	20	1	○			○			○	
4	○		心理学	心のマネジメント、深層心理、人間関係、呼吸とリラクゼーション	1前	20	1	○			○			○	
5	○		外国語 (医学英語)	「人体の器官」では人体の機能をつかさどる各器官の英語表現を、「英作文演習」では医療現場で使用される英語表現を学習する。本学習により医療従事者にとっての英語表現の基礎を習得させる。	1前	30	2	○			○			○	
6	○		生涯健康スポーツ論 I	健康スポーツは身体を動かすことを楽しみ、生活に役立つ健康な身体と心を維持増進することを目的とする。適切な指導を行えることが、今後の健康の維持増進に必要な不可欠であるため、子どもから高齢者の特徴について学んでいく。本講義は生涯スポーツトレーナー (ベーシック) の資格取得を目指す。	1前	30	2	○			○			○	

16	○		口腔病理学	病理学講義が病気を総論的視から一般的通則として把握することを主眼とするのに対し、本講義は病理学における一般論と位置付けられ、口腔顎顔面領域という臓器・組織の特殊性を十分把握しながら、そこに起こる病変の特徴などについて理解することを主眼とする。口腔顎顔面領域の各病変について、組織・細胞レベルから歯科臨床に直結する内容にわたり歯科医療に携わる者として必須の項目について教授する。	1 後	30	2	○				○				○
17	○		微生物学・口腔微生物学	微生物はヒトの生活と密接に関わっている。その中で、ヒトに感染症を引き起こす微生物を病原微生物という。授業では、病原微生物の特性（分類、性質、病原性、伝播）、感染症の発症機序、感染症に対する免疫機構、予防法、薬物治療法などの基礎知識を修得して微生物に関する知識を得ることにより、感染症の仕組みを理解し感染防御に役立てることを目指す。	1 前	30	2	○				○				○
18	○		薬理学・歯科薬理学	医療従事者に必須となる、薬と生体の関りについての基本的知識を理解する。総論では薬物療法を理解する上で必要となる基本的な用語、薬の作用機序、薬の体内での運命、薬の効き方に影響する因子、薬の有害作用について学ぶ。各論では、歯科医療で使用される薬物や、歯科臨床現場で遭遇する頻度の高い疾患の治療に用いる薬物を中心に作用機序や副作用について学ぶ。	1 後	30	2	○				○				○
19	○		関係法規	関係法規は、専門基礎分野の科目である「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」に位置づけられる。授業では、衛生行政の目的と組織、法の分類、歯科衛生士法、歯科医師法、歯科技工士法、その他の医療関係職種の方法規、薬事に関する法規、地域保健に関連する法規、社会保険に関する法規および社会福祉行政の概要などについて講義する。	2 前	20	1	○				○				○
20	○		口腔衛生学Ⅰ	歯・口腔の健康に関わる社会の仕組みを理解し、歯科疾患の予防能力を高める態度を養うために、歯・口腔の健康と予防に関する基本的知識を習得する。	1 後	20	1	○				○				○
21	○		口腔衛生学Ⅱ	歯・口腔の健康に関わる社会の仕組みを理解し、う蝕および歯周疾患の予防能力を高め、ライフステージにあわせた口腔保健のあり方について学ぶ。	2 前	20	1	○				○				○
22	○		衛生学・公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学に関する概論と、各論として衛生統計、感染対策、環境と健康の関連、公衆衛生の主要な概念、行政組織、地域保健、および国際保健について学ぶ。	1 前	30	2	○				○				○
23	○		衛生行政・社会福祉	歯科衛生士として必要な法律に関する知識、衛生行政の現状と課題及び対策、社会福祉について概説する。	2 前	30	2	○				○				○

24	○		歯科衛生士概論	わが国の歯科衛生の現状を理解し、人びとの健康づくりを支援するために必要な基本的な知識および論理的思考方法の基礎を習得する。	1前	20	1	○			○		○	
25	○		医療倫理学	倫理問題に配慮して医療、歯科医療を行うために、生命と医療に関わる倫理の重要性を理解する。 到達目標： ① 生命の尊厳について説明できる。 ② 生と死に関わる倫理的問題を説明できる。 ③ 生命倫理・医療倫理の歴史経過と諸問題を概説できる。 ④ 医の倫理に関する規範を概説できる。	1後	20	1	○			○			○
26	○		歯科臨床概論	教科書に準拠し、これを縦糸とし幅広く歯科衛生士になるにあたって必要な知識と考え方を身につける。個々の項目の重要性とともに、臨床に共通する一般的な常識に重点を置いた考え方を縦糸として理解できるように配慮したい。例えば消毒、インフォームド・コンセント、医療事故、医療倫理、歯科衛生士－患者関係、歯科衛生士－歯科医師関係、看護師などとの間で、医学知識が共有できるような視点から講義を進める。	2前	30	1	○			○			○
27	○		保存修復学	本科目では歯の硬組織疾患の治療を対象とする保存修復学の基礎を学び、保存修復における歯科衛生士の役割を理解する。	1後	30	1	○			○			○
28	○		歯内療法学	歯の硬組織、歯髄、根尖周囲組織の疾患や傷害に対する診断、予防を学ぶ学問である。本科目では、歯内療法の基本を学び、歯内療法に関する診療補助の能力を習得することを目的とする。	1後	30	1	○			○			○
29	○		歯周治療学	歯周治療学では、歯周病の分類や原因、治療法について学ぶ。歯周組織の病気である歯周病は、デンタルカリエスとともに歯を喪失する原因として重要視されている。この疾患の予防と治療に関して包括的に学び、歯を維持していくことを学ぶ。また、歯を保存することによる全身の健康維持に関することを理解する。	2前	30	1	○			○			○
30	○		歯科補綴学	歯科補綴治療に関する基礎知識および治療の実際を教授するとともに、歯科衛生士の役割について確認する。	2前	30	1	○			○			○
31	○		口腔外科学	口腔顎顔面領域における各種疾患および口腔に関連した全身疾患について学ぶ。口腔外科疾患の診断と治療、口腔病変と全身疾患との関わり、歯科治療における全身管理、口腔外科患者と歯科衛生士の関わりを習得する。	1後	30	1	○			○			○

41	○		歯科予防処置演習Ⅱ	歯科予防処置の基礎から応用の過程、技術および態度を習得する。また、臨床に即した施術の流れを習得する。	2前	110	3		○		○		○						
42	○		歯科予防処置論Ⅱ	歯周病やう蝕を予防し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進させるために専門的な知識、技術を深める。	3後	40	2	○			○		○						
43	○		歯科保健指導論Ⅰ	健康と疾病の概念を理解し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進するために、プロフェッショナルケア・セルフケア・コミュニティケアの基本となる知識、技術および態度を習得する。	1前	40	2	○			○		○						
44	○		歯科保健指導論Ⅱ	ライフステージ別の対象者の一般的特徴、口腔の特徴および望ましい保健行動を理解し、歯科保健行動の変容を支援するために必要な専門的な知識・技術を学ぶ。	1後	40	2	○			○		○						
45	○		歯科保健指導演習Ⅰ-A	専門的な立場から口腔衛生管理に関わる指導や助言、援助ができるよう専門的知識、技術を習得する。	1前	16	1	○			○		○						
46	○		歯科保健指導演習Ⅰ-B	対象者に応じた口腔健康管理を行うための歯科保健指導および歯科衛生教育の技法を習得する。	1後	16	1	○			○		○						
47	○		歯科保健指導演習Ⅱ-A	歯科保健指導を行うために対象者の把握と評価に基づいた歯科衛生過程について、知識と技術を習得する。	2前	30	1	○			○		○						
48	○		歯科保健指導演習Ⅱ-B	歯科保健指導を行うために対象者の把握と評価に基づいた口腔ケアについての知識と技術を習得する。	2後	16	1	○			○				○	○			
49	○		歯科保健指導演習Ⅱ-C	地域における歯科保健活動における健康教育の対象と場、方法、必要な情報等について学び、幼児を対象とした保健指導の計画立案を行う。	2後	16	1	○			○		○						
50	○		歯科保健指導論Ⅲ	歯科保健指導および歯科衛生教育の知識、技法を習得し、臨床および公衆衛生活動に対応し得る能力を養う。	3後	40	2	○			○		○						
51	○		歯科保健指導演習Ⅲ	地域における歯科保健教育活動における保健教育の実戦に向けた計画立案および媒体の作成を行う。	3前	40	2	○			○		○						
52	○		栄養指導法	本科目では、基礎栄養学をはじめライフステージ別の特性および食事摂取基準を理解し、歯科衛生士に必要な知識である適切な栄養指導法を身に付ける事を目標とする。また、臨床での歯科栄養の在り方はもちろん持続的な実践方法についても解説する。	2前	30	2	○			○							○	
53	○		歯科診療補助論Ⅰ	医療現場において清潔・安全に対応できるよう感染予防対策について知識、技術および態度を習得する。	1前	30	1	○			○		○		○	○			

54	○		歯科診療補助演習Ⅰ-A	歯科診療の補助に対応するにあたり、歯科治療で用いられる主要歯科材料の種類、基本的性質および標準的な使用法を習得する。	1前	40	1		○	○	○							
55	○		歯科診療補助演習Ⅰ-B	歯科診療の補助に対応するために、歯科治療で用いられる主要歯科材料の種類、基本的性質および標準的な使用法を習得する。	1後	70	2		○	○	○							
56	○		歯科診療補助論Ⅱ	歯科衛生士の診療補助は診療所の中だけでなく、病院内、高齢者施設など多岐にわたる。また、歯科診療所においても全身疾患を抱えている患者は少なくない。そのため、歯科診療補助を行うにあたり、全身疾患を抱える患者に対して必要な知識および緊急時に対応できるよう知識を身につける。	2後	30	1	○		○	○							
57	○		歯科診療補助演習Ⅱ	各診療科で行われている主な診療について、術式や使用器材についての理解を深める。また、診療の流れを理解しスムーズな歯科診療補助ができるようになる。	2前	80	2		○	○	○							
58	○		歯科診療補助論Ⅲ	国家試験対策として、歯科診療補助に関する知識、技能及び対応について対策する。	3後	30	1	○		○	○							
59	○		歯科診療補助演習Ⅲ	口腔機能低下と口腔機能障害に応じた機能向上に向けて、口腔機能管理と指導を行うために専門的知識、技術および態度を習得する。	3前	20	1		○	○	○							
60	○		歯科材料学	歯科臨床では、多くの種類の歯科材料を取り扱う。それぞれの歯科材料は、複合材料、金属、セラミックスなど様々な種類があり、その特徴を理解することは、適切な取り扱いに必要不可欠である。歯科材料学では、歯科衛生士に必要なとされる歯科材料の基礎知識について学ぶ。	1後	20	1	○		○	○							
61	○		医療事務論	社会保障制度における医療保険の仕組みを理解し、歯科医療行為に対する保険適用となる診療報酬の基礎を学ぶ。また歯科治療の流れを理解し、診療録に基づいた診療報酬の算定、患者負担金の計算を行う。一般紙か診療所における日常臨床で頻繁に目にするカルテ症例をもとに、病名と歯科診療の関係やカルテへ記載する用語を理解する。	3前	20	1	○		○	○							
62	○		看護学	看護の概念、歯科衛生士に必要な看護技術や看護業務について学ぶ。	2前	20	1	○		○	○							

72	○	摂食嚥下・口腔機能訓練法	要介護高齢者や障害者における摂食嚥下のメカニズムについて基本的知識を習得した上で、摂食嚥下障害のさまざまな病態を学習する。歯科衛生士として、摂食嚥下障害を有する患者へ摂食嚥下リハビリテーションを実践するための基礎として、アセスメント、スクリーニング、精密検査、訓練方法、口腔衛生管理、食事支援の知識を学習する。	2 後	20	1	○			○		○
73	○	隣接医療	歯科衛生士として患者様に接する際に知っていなければならない医学的な知識（病態、処置に関しての事項等）。	2 後	20	1	○			○		○
74	○	特別教養	医院と患者さんとの架け橋となる存在を目指し、患者さんに寄り添いながらわかりやすい言葉で説明できるようになる技術を習得する。	1 後	20	1	○			○		○
合計				74	科目	124 単位（単位時間）						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：全ての授業科目における単位を修得。		1学年の学期区分	2期
履修方法：本校に登校した上で、講義、実技、演習および実習を履修する。		1学期の授業期間	18週

（留意事項）

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。